

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	信書概念の拡大と明確化、物理的配送と電氣的配信の垣根撤廃
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>信書概念が明確でないことへの不満は主として手紙配達への参入ができない宅配業者から出てきた。しかし、昨今では、請求明細など明らかに個人宛の情報を、電子メール、ウェブサイトで通知する例が増えており、物理的な配送という要素がないこと以外、何が手紙と違うのか分からなくなっている。</p> <p>連絡内容だけを見れば、これらは明らかに信書同等で、日本郵政以外のインターネットプロバイダがこれを扱っているのは脱法的。海外から電子メールが届くのをとめることも不可能である。さらに言えば、電報はNTT以外の電気通信事業者も行っており、現在でも根強い需要があるが、これは信書以外の何者でもない。</p> <p>日本郵政は、領収書・契約書・承諾書・願書・申込書を信書としているが、現実にはこれらは電氣的手法で既に広く配信されている。また、戸籍謄本・住民票の写しを郵便でしか扱えないというのは、住民サービスの観点から問題があり、せつかくの住民基本台帳ネットワークと電子署名による真贋性担保を用いてネットから利用可能にすべきものである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	信書便法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>(1) 信書は物理的な配達物であろうと、電氣的な通信であろうと、全ての事業者が平等に参入できるものとし、両者間の垣根は撤廃</p> <p>(2) 日本郵政には電気通信事業と従来型郵便を組み合わせたサービスの提供を許可すべき。特に電報はNTTが行うより集配能力に優れた郵政が行うほうが効率的であるのは明白</p> <p>(3) 宅配業者と電気通信事業者の提携・合併の促進</p> <p>(4) 電報サービスを行う事業者への信書一般への参入許可</p> <p>(5) 戸籍謄本・住民票などのネットでの交付実現。信書にはあたらぬ公開情報だが、登記簿も</p>